

令和6年11月11日
生活文化政策部
人権・男女共同参画課

困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針（素案）について

1 主旨

令和6年4月から施行された、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に伴う今後の区の対応については、令和6年5月、関係所管に学識経験者を交えた委員から構成する「困難な問題を抱える女性への支援あり方検討会」を設置し、検討を行ってきた。この度、困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針（素案）を取りまとめたので報告する。

2 検討経過

○困難な問題を抱える女性への支援あり方検討会、作業部会 検討会

第1回 5月31日 新法、都計画、調査研究機構研究、検討会について

第2回 7月29日 作業部会・視察報告、支援調整会議ほか課題について

第3回 9月20日 テーマ別作業部会、視察報告、基本的な方針構成案について

作業部会 第1回 6月12日、第2回 6月28日、 テーマ別 9月19日

○男女共同参画・多文化共生推進審議会、男女共同参画推進部会

審議会 第1回 6月4日、第2回 10月17日 部会 第1回 8月8日

○DV防止ネットワーク代表者会議

7月17日

○民間団体視察等実施状況

6月25日 NP0 法人 Jikka 視察

7月 3日 民間団体「わくわくシニアシングルス」聞き取り

7月17日 認定 NP0 法人ピッコラーレによる活動発表

8月 6日 NP0 法人コミュニティネットワーク・ウエーブ視察

9月11日 NP0 法人レナセール・女性とともに歩む会視察

10月 9日 公益財団法人プラン・インターナショナル・ジャパン「わたカ
フェ」視察

10月 9日 豊島区「すずらんスマイルプロジェクト」ヒアリング

10月18日 婦人矯風会「女性の家 HELP」視察

3 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針（素案）

別紙のとおり

4 今後のスケジュール（予定）

令和7年2月 区民生活常任委員会報告 基本的な方針（案）

3月 基本的な方針策定

4月 基本的な方針に基づく取組みの実施

令和9年3月 第三次男女共同参画プラン策定

※困難な問題を抱える女性への支援あり方検討会委員名簿 *敬称略

座 長	東京都立大学名誉教授	江原 由美子
副座長	東京都立大学准教授	杉田 真衣
副座長	お茶の水女子大学准教授	脇田 彩

北沢総合支所保健福祉センター長（生活支援課長）
 玉川総合支所保健福祉センター保健福祉課長
 世田谷総合支所保健福祉センター健康づくり課長
 政策経営部政策企画課長
 経済産業部工業・ものづくり・雇用促進課長
 保健福祉政策部生活福祉課長
 高齢福祉部高齢福祉課長
 障害福祉部障害施策推進課長
 子ども・若者部子ども・若者支援課長
 子ども・若者部子ども家庭課長
 子ども・若者部児童相談支援課長
 児童相談所副所長
 世田谷保健所健康推進課長
 都市整備政策部居住支援課長
 学校教育部教育指導課副参事
 世田谷区立男女共同参画センターらぷらす館長
 事務局 生活文化政策部長
 生活文化政策部人権・男女共同参画課長
 生活文化政策部人権・男女共同参画課人権・男女共同参画担当係長
 北沢総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課長
 北沢総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課子ども家庭支援セン
 ター係長

困難な問題を抱える女性への支援に関する 基本的な方針(素案)

令和6年11月

目次

はじめに

女性特有の困難さとは

1 方針の背景

(1)「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」について……3

①法制定の背景と経緯

②法の趣旨と基本理念

(2)国・東京都・区の役割分担と連携

①国の役割

②東京都の役割

③区の役割～基礎的自治体に求められること

④東京都及び区共通の役割と連携

2 困難な問題を抱える女性への支援の現状と課題……7

(1)支援の中核機関の現状と課題

①女性相談支援センター(東京都設置)

②女性自立支援施設(東京都設置)

③女性相談支援員(区)

(2)庁内関係所管の支援の現状と課題

3 今後の取組みの方向性……12

(1)基本的な考え方

(2)全庁的推進体制の構築

①連携の強化

②支援調整会議(法 15 条)の実施

③人材育成

(3)具体的な取組みの方向性

①女性相談窓口の改善

②女性性に起因する女性の困難さへの対応

③居場所の創出

④民間団体等と協働した支援

<資料> * 主な相談窓口の情報

* 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 他関連法

* 困難な問題を抱える女性への支援のあり方検討会・部会の経過、視察先

* コラム、支援事例

はじめに

女性特有の困難さとは

現代の女性が抱える「生きづらさ」や、女性性に起因する困難さは、依然として、社会全体の構造や価値観に根差した課題が大きく影響していると考えられる。労働状況は男女間に処遇や賃金の格差があり、今なお、働く女性の過半数が非正規雇用であるなど、不安定な就労状況や経済的困窮、孤立などの社会経済的困難等に直面しやすい現状がある。

さらに、女性は男性と比較して、生殖活動に関連して、非常に重い身体的経済的負担を負っており、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害により遭遇しやすい状況にある。また、生理痛や更年期障害等の健康課題、予期せぬ妊娠など、女性特有の問題が存在する。

こうした女性特有の困難さにより、女性は社会で経済的にも精神的にも自立することが難しい場面が多く、自治体や社会全体による支援が求められており、女性が抱える特有の困難を軽減し、より良い生活環境を整えるための政策的な支援や社会的な理解が重要である。

1 方針の背景

(1) 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」について

① 法制定の背景と経緯

- ・日本において「女性であることに起因する生活困難」に対する福祉施策は、昭和 31(1956)年制定の「売春防止法」に基づく「婦人保護事業」を中心に展開されてきた。
- ・売春防止法は、戦後の混乱期に「売春をなすおそれのある女子」を「要保護女子」と定義し、彼女らを保護・更生することを目的としていた。しかし、この法律は売春に焦点を当てており、多様な背景を持つ女性が抱える困難に十分対応できず、人権や福祉、自立支援等の視点は不十分なものであった。また、売春防止法は支援対象を「売春を行うおそれのある女子」に限定され、支援が威圧的・懲罰的な要素が含まれている点も問題視されてきた。
- ・その後、女性支援のニーズが多様化し、平成13(2001)年に DV 防止法、平成12(2000)年にストーカー規制法が制定されるなど支援範囲が広がったが、売春防止法自体は抜本的に改正されず、生活困窮や障害によって売春を強いられる女性たちに対して適切な支援が届きにくい状況が続いてきた。
- ・近年では、社会経済の変化や価値観の多様化に伴い、家庭関係の破綻、経済的困窮、暴力や DV など、女性が直面する問題がさらに多様かつ複雑化している。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響は、女性の貧困問題を顕在化させ、シングルマザーの失業や DV の増加、女性の自殺といった問題が浮き彫りになった。
- ・これらに対し、支援体制の整備は依然として不十分であった。こうした背景を受け、与野党の女性議員を中心に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(以下「法」という。)の必要性が議論され、令和 4(2022)年に議員立法として提出された。この法律案は第

208回国会で全会一致で可決・成立し、現代の女性が抱える多様な困難に対応する支援法として新たな一步を踏み出した。

② 法の趣旨と基本理念

- ・法は、「困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的」として、売春防止法に代わる新たな法律として成立した。
- ・法では、基本理念として、以下の3点を掲げている。
 - 1) 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
 - 2) 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
 - 3) 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。
- ・法は、売春防止法の枠組みから脱却し、「女性が抱える多様な問題」に対応するために制定された。具体的には、「性的被害」「家庭状況の問題」「地域社会との関係」といった困難に直面する女性を支援対象としており、年齢、障害の有無、国籍を問わず支援の手が差し伸べられる仕組みを提供していくものである。
- ・女性が自らの意思を尊重され、生活再建を目指すための支援体制が強化され、社会全体として女性が安心して自立できる環境の整備が進むことが期待されている。

(2) 国・東京都・区の役割分担と連携

令和5(2023)年3月、厚生労働省が有識者会議を開催し、法に基づく「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」が策定・告示された。各都道府県が地域特性に応じた施策実施計画を策定し、市区町村にも施策推進の努力義務が課され、都道府県と協働しながら地域内で女性が必要とする支援が提供される体制の構築が求められている。

① 国の役割

国の役割は全国に公平な支援の基盤を整え、支援の質を高めるとともに、都道府県および市区町村における取組みの一貫性を確保することにある。

- ・法に基づき、国は各自治体が円滑に支援を行うため、「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」(以下「国の基本方針」とする。)を策定し、全国的に統一した支援の枠組みと方向性を提示した。
- ・この方針では、女性の自立支援、医療支援、カウンセリング、住居支援、法的サポートといった包括的な支援内容や、自治体や民間との連携方法を示している。
- ・国は各自治体の実施体制を支えるための財政支援や、人材育成プログラムの提供なども担う。

② 東京都の役割

東京都は、国の基本方針に基づき「基本計画」を策定し、地域の実情を踏まえた支援策を以下のように計画的に展開する。

- ・「基本計画」では、積極的な支援の実施と周知、支援者同士の連携と調整を図る方針を示している。
- ・都の支援体制には、段階的かつ重層的な支援体制が求められることから、行政機関と民間団体のそれぞれの特性を活かし、各支援機関が持つ強みを活かした支援体制を検討する。
- ・都は、地域内の支援状況と実施体制を把握し、必要に応じて女性相談支援センターの設置や女性相談支援員の配置、女性自立支援施設の設置状況を検証する。
- ・都は、困難な問題を抱える女性への支援を行う民間団体と協働し、女性の意思を尊重した支援体制や、女性が抱える問題とその背景、心身の状況に応じて最適な支援を受けられるよう、体制を整備していく。
- ・広域的な観点から、都は区市町村の支援施策が円滑に進むよう、区市町村が策定する基本計画や各施策の取組状況について情報提供を行い、区市町村のニーズに応じた包括的な支援の展開等、区市町村への支援を行うとともに、取組み状況を把握し、地域間で支援格差が生じないように、必要な取組みを働きかける。

③ 区の役割～基礎的自治体に求められること

区は、住民にとって最も身近な行政機関として、支援の端緒となる相談機能の役割を担う。

- ・困難な問題を抱える女性への支援を実施する上で、児童福祉、ひとり親支援、障害者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援、生活保護など、複数の福祉制度を所管し、実施主体として包括的に対応する。
- ・支援に必要な制度を所管する庁内関係部署はもとより、幅広い部署がそれぞれ主体性を発揮し、相互に連携の上、支援対象者が必要とする支援を提供する。
- ・庁内での情報連携及び支援方針の決定が円滑に行われるよう、関係部署が参加する会議の定期的な開催等の工夫に努める。
- ・都の「基本計画」に基づき、区市町村の基本計画策定、女性相談支援員の配置、地域住民への支援窓口の周知、地域における民間団体との協働による積極的な支援等に努める。

④ 東京都及び区共通の役割と連携

東京都と区は、単独または共同で「支援調整会議」を組織し、困難な問題を抱える女性への支援が適切かつ円滑に実施されるよう努める。この会議では、支援に携わる関係者が集まり、情報の共有や支援方針の検討を行い、支援活動の調整や改善を図る。

また、国が提供する調査研究や研修、予算なども活用し、支援施策の普及・啓発、効果的な支援手法の調査研究、人材の確保・育成、支援スタッフの資質向上に努めるとともに、女性支援を行う民間団体に対しても、安全で安定的な運営ができるよう援助に努める。

このように、国・都・区が相互に連携を図り、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の活動を支援し、地域特性やニーズに応じた適切な支援が行われる体制の構築に努め、都内

全域で困難な問題を抱える女性が安心して支援を受けられる環境が整備され、女性の自立や生活の安定を促進することが求められている。

2 困難な問題を抱える女性への支援の現状と課題

(1) 支援の中核機関の現状と課題

国の基本方針では、支援体制として、①女性相談支援センター、②女性自立支援施設、③女性相談支援員の三機関は、支援の中核機関であり、定期的な意見交換により日常的な連携関係を深めることが望ましい、としている。

① 女性相談支援センター（東京都設置）

【現状】

- ・東京都女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性支援の中核機関として、対象者に支援を提供するだけでなく、女性相談支援員や女性自立支援施設及び民間団体などに対して、支援が難しいケースへの助言を行うとともに、支援力向上のための研修を実施するなど、支援者側を援助する役割も担っている。
- ・東京都女性相談支援センターは、大きく分けて「相談業務」と「一時保護業務」を実施している。一時保護は年間を通じて、日中、夜間を問わずに福祉事務所、警察からの依頼により、DV等の暴力被害者や支援の必要な女性の保護の他、「人身取引対策行動計画」による人身取引被害者の保護も行っている。

【課題】

- ・現在の一時保護施設は、二人部屋でプライバシーが保護されない、中学生以上の男子が同伴する場合は受け入れられないなどの課題がある。
- ・DV被害者と困難な問題を抱える女性とが同じ保護施設を利用していることから、外出制限や通信制限などの施設の利用上の規則があり、その秘匿性を守ることが障壁となり、入所に結びつかない現状がある。

② 女性自立支援施設（東京都設置）

【現状】

- ・女性自立支援施設については、都道府県が設置できるとしており、現在、東京都では、特別区内に3か所、多摩地区に2か所の女性自立支援施設を有している。
- ・保護を必要とする女性が入所し、自立に向けた就労および生活に関する指導・支援が行われており、女性相談支援センター所長が入退所の決定を行う。
- ・入所期間については、特に定めはないが、妊産婦を主な支援対象としている女性自立支援施設については、概ね妊娠36週以降の妊婦または産後6カ月以内の乳児を同伴する母親を対象としている。
- ・都内全体の女性自立支援施設の定員は230名だが、令和4年度末の在籍者数は99名で、入所利用率は約4割となる。（このうち、支援内容が妊産婦を主な支援対象とする施設については、ほぼ満床状況）

区民の女性自立支援施設の利用状況は、以下の通り。

	女性自立支援施設在籍者数	(左のうち:妊産婦対象施設入所者数:再掲)
令和4年度	5名	1名
令和5年度	8名	3名

【課題】

- ・女性自立支援施設の入所時は、女性相談支援センターの一時保護事業を利用しアセスメントの上で、東京都が入所を判断することとなっているが、一時保護施設の規則(携帯等が使えない、外出不可である)に対しての拒否感から、「居所が無い」等の主訴があっても女性自立支援施設への入所に結びつきづらい現状がある。
- ・女性自立支援施設の入所中は、経済的支援(現金給付など)がないため、手もちのお金が無い相談者の中には、その事が理由で入所を避ける場合がある。特に、若年女性の場合は、携帯電話の費用等の支払いが困難になるという理由で、他の施設での生活を希望される方もいる。(生活保護受給者も、入所中は医療費に関わる部分だけの現物給付となる。)
- ・妊産婦を主な支援対象としている女性自立支援施設については、絶えず満床で、予期せぬ妊娠や特定妊婦の場合など、36週前の入所による支援を希望していても、なかなか入れない状況がある。

③ 女性相談支援員(区)

【現状】

- ・女性相談支援員は、都道府県(指定都市を含む)に配置義務があり、市町村は努力義務となっている。
- ・区では、令和6年4月1日現在、21名の女性相談支援員を各総合支所の子ども家庭支援センターに配置し、女性相談もしくはDV相談として、支援対象者の相談に応じている。
- ・区は、支援対象者にとって最も身近な、支援の端緒となる相談機能を果たすとともに、困難な問題を抱える女性の支援に必要となりうる児童福祉、ひとり親福祉、障害者福祉、高齢者福祉、生活保護などの制度の実施主体であり、支援の主体ともなっている。
- ・DV相談や親族(親・兄弟など)からの虐待などの場合は、その危険度や緊急度に応じて一時保護の対応のため、東京都女性相談支援センターと連携し支援をしている。その他、複合的な課題がある場合は、保健福祉センター各課への繋ぎや、関係機関との連携のもと、支援対象者本人の意向を尊重した支援をしている。

【主な支援内容】

- ・女性相談・DV相談における、支援対象者との面接などの相談対応
- ・支援対象者が自己決定できるよう、必要な情報提供と課題整理
- ・要保護性・緊急性のある相談者への一時保護事業の利用手続き(連絡調整)及び同行
- ・警察署・学校・保育園・医療機関・NPO法人等との連絡調整及び連携

- ・法テラスなどの公費負担ができる制度の情報提供
- ・保護命令・支援措置等の手続き支援や代理人弁護士との連絡調整
- ・支援対象者との面接相談の継続による支援(DV サバイバー*¹・ACEs*²への支援)
- ・新たな生活の再建に向けて、基盤づくりの情報提供及び同行・連絡調整

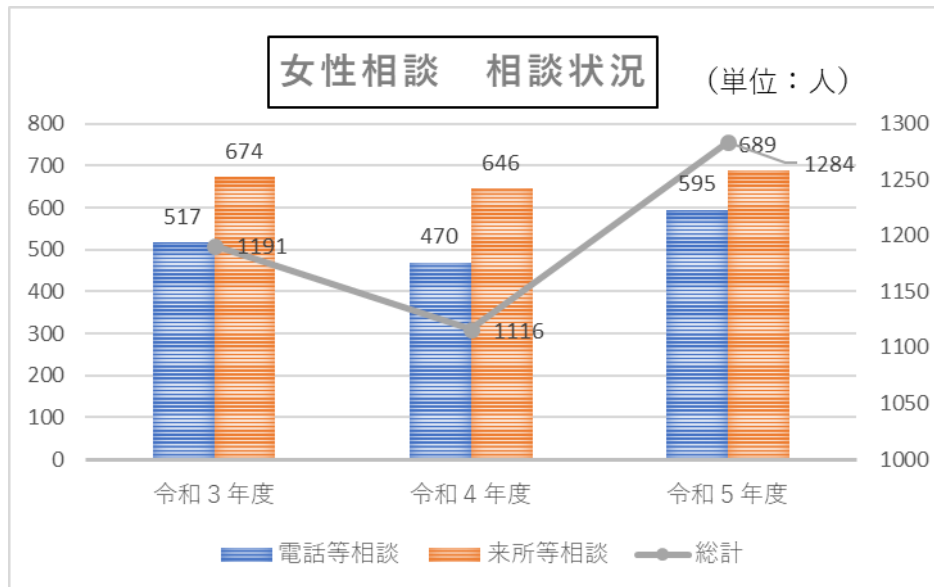
*¹ DV サバイバー DV の被害を受けた／受けている人たちが、その試練の中で生き続けている状況をいう。

*² ACEs 逆境的な子ども時代の体験（虐待・親との離別・機能不全家族・家族の薬物中毒など）

【区の支援の現状】

■女性相談の受付件数

- ・令和5年度では、来所等相談が689件、電話・手紙などによる相談が595件、総計1284件の相談に対応した。相談対応実人数の全体数は、増加傾向にある。



■令和5年度 来所相談者：年齢と主訴

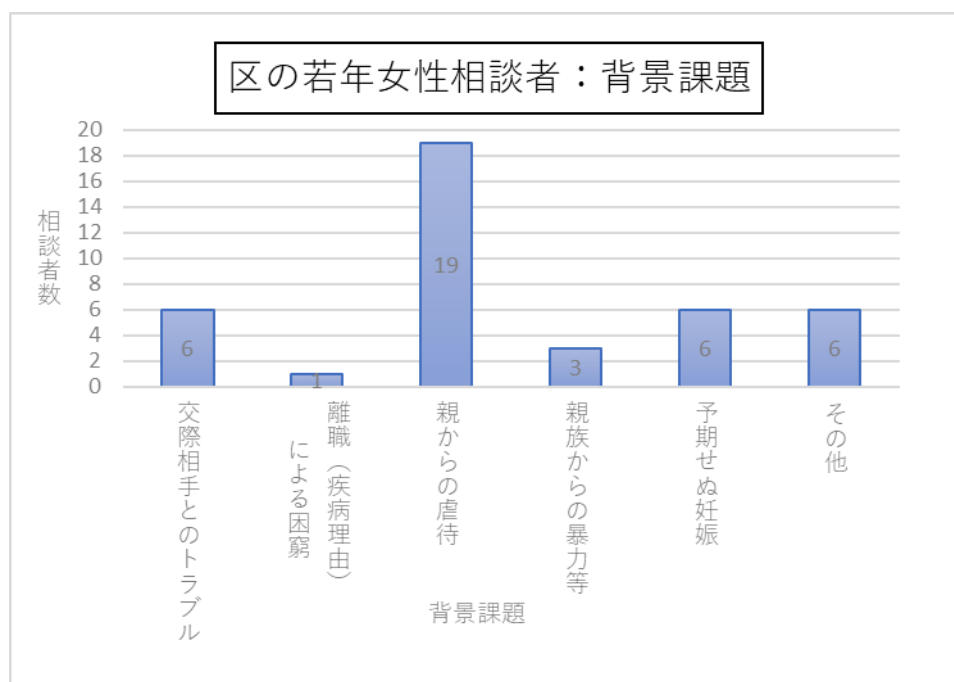
- ・来所による相談のうち、約7割を占めるのが下表の「DV／離婚」うちのDV、「子ども、親・親族・交際相手・その他の者」からの暴力となっている。

(単位：人)

主訴 年齢	DV／離婚	子ども からの暴力	親・親族 からの暴力	交際相手 からの暴力	その他の者 からの暴力	男女 問題	ストーカー 被害	その他	経済	医療 関係	住居 問題	帰住先 なし	計
15～18歳未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18～20歳未満	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
20～30歳未満	39	0	34	7	0	0	0	3	1	9	6	0	99
30～40歳未満	141	0	15	2	1	0	0	1	4	6	15	0	185
40～50歳未満	181	0	5	5	0	0	0	4	6	3	9	0	213
50～60歳未満	83	0	1	1	0	0	1	0	7	2	6	0	101
60～65歳未満	14	0	6	4	0	0	1	0	1	0	0	0	26
65～75歳未満	2	7	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	12
75歳以上	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
不明	23	1	2	0	0	2	0	11	2	6	0	1	48
合計	485	8	67	19	1	2	2	20	21	27	36	1	689

- ・年代別では、30代から40代の子育て中の女性からの相談が多くなっている。一方で、若年女性(18歳から20代)の主訴は、DV 相談者を除くと、「親・親族からの暴力」の相談の多さが目立っている。
- ・性暴力被害については、民間の相談機関や人権・男女共同参画課の犯罪被害等支援相談員と連携を取りながら対応している。
- ・母子からのDV相談等の場合は、同伴児童への虐待(面前 DV)という課題もあるため、多くの場合、早急に対応をする必要がある。相談当日に、東京都女性相談支援センターの一時保護事業が利用できない場合もあることから、緊急一時保護事業などを活用し、相談者と同伴児童の安全・安心を確保することを第一優先に対応している。
- ・令和4年度以降*³に、区へ相談に訪れた若年女性の相談者(注:DV 相談等をのぞく)の約半数のケースが、過去に「親からの虐待」を受けており、兄や祖父などからの「親族からの暴力」を含めると、約半数以上となる。つまり、「家を出たい」「生活に困っている」という主訴で来所する若年女性の半数以上は、逆境的小児期体験(ACEs)を背景にもち、結果、成人後に多様化する課題を抱えて相談に訪れている現状がある。

*³ 令和4年4月～令和6年9月までの、18歳以上30歳未満の来所相談者のうち、DV相談者を除くもの(計41名)を対象とする。



- ・若年女性の中には、「予期せぬ妊娠」から妊娠・出産という問題に対処することができず、民間の支援団体に相談したことをきっかけとして行政に繋がる相談者もいる。若年女性を支援していく上で、民間支援団体との連携が支援の継続性や繋ぎの中では重要になると同時に、リプロダクティブ・ヘルツ／ライツの予防的な取組みも今後の課題となる。

- ・区の女性相談に来所した相談者の中で、外国人相談者数は、令和5年度7名であり割合は相談件数全体の1%となっている。母語での相談ができるよう、事前にNPOの通訳サービスの利用を調整するようにし、急な相談の場合も、オンライン通訳が使用できるタブレットを用いて、相談対応している。

【課題】

- ・区の相談傾向として、相談者がそれまでの生活を捨てて避難するという考えがもてないまま、DVサバイバーやACEsサバイバー*⁵となる方がいる。ハラスメントや暴力の加害者がいる環境での生活を継続する事を選択し、結果女性相談やDV相談が途絶える相談者が一定数いる。再び危機的状況になる前に、日ごろの辛い思いを構えずに話せる場所が不足している。
- ・相談者が抱える困難さや課題が、複合的かつ多様化していく現状があり、専門的かつ新しい知識と技術の習得や、他分野・他機関との調整が必要となるなど、女性相談支援に求められる専門性・業務に関する難易度が上がってきている状況にある。
- ・若年女性世代の支援などについては、児童相談所での一時保護歴などの過去の経験から、公的な機関に対する構えや抵抗感がある方も少なくない。若年女性支援を継続している民間支援団体とのつながりを持つことで、公的機関としての課題を補う必要がある。
- ・令和6年4月1日現在、区の女性相談支援員21名のうち、福祉職は18名・事務職は3名であり、福祉職の中でも社会福祉士等の有資格者は8名となっている。女性相談支援員に求められる専門性について、研修等による専門性向上支援のほか、困難事例等に関する業務支援が行える推進体制の強化が必要である。

*⁵ ACEs サバイバー 逆境的な子ども時代の体験を受け、その試練の中で生き続けている状況をいう。

(2) 庁内関係所管の支援の現状と課題

- ・これまでも、区では、各総合支所子ども家庭支援課に女性相談支援員を配置し女性相談を継続し、男女共同参画センターらぷらすにおいても「女性のための悩みごと・相談」を実施し、困難な問題を抱えた女性への相談に対応してきた。
- ・国の基本方針において求められている支援の内容等について、庁内関係各課で男女問わず実施している施策としては、ほぼ支援内容を網羅している状況であるが、女性の困難さに着目し女性を支援する視点で課題があるとしており、中でも「情報／連携が不足している」との声が多い。
- ・複雑、多様化し、複合的な困難な問題を抱えた女性の支援を包括的におこなうためには、多様な関係機関が互いの施策を知り、連携を強化していく必要がある。

3 今後の取組みの方向性

(1) 基本的な考え方

- ・法の基本理念にそって、困難な問題を抱える女性の人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とし、本人の意思を尊重した支援を実施する。
- ・様々な困難を抱えた女性に必要な支援を包括的に提供できるよう、庁内連携はもとより関係機関及び民間団体との連携をより強化する。
- ・これまで、女性相談窓口や福祉的支援につながりにくかった若年女性や40代から50代の中高年シングルなどの層も含め、困難な問題を抱えた、またそのおそれのある方が早期に相談や支援につながることを目的に、庁内や関係機関に女性の抱える困難さに対する理解が広まるよう周知するとともに、相談者が「自分が相談してもいいのだ。」と思える相談窓口の改善を図る。
- ・女性の抱える困難さは多岐に渡り、行政機関だけでは、支援が行き届かない場合があるため、専門性や柔軟性をもった民間団体との協働を視野に包括的な支援となるよう検証していく。
- ・既存の支援策について、女性の抱える困難さに着目し、改善点がないかなど見直していく。
- ・法が定義する状況(性的な被害、家庭の状況、地域社会生活との関係性その他の様々な事情により日常生活または社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(その恐れのある女性を含む。))にあてはまる女性であれば、年齢、障害の有無、国籍等を問わず、関係各課と連携して支援を実施する。
- ・性自認が女性であるトランスジェンダーの方については、国の基本的な方針にのっとり、トランスジェンダーであることに起因する人権侵害・差別により直面する困難に配慮し、その状況や相談内容を踏まえ、関係機関等とも連携して、可能な支援を検討する。
- ・令和7年4月より令和9年3月末までの2カ年は、本基本的な方針に基づき支援に取り組み、その後、令和9年3月策定の第三次男女共同参画プランにおいて計画として内包し推進していく。

(2) 全庁的推進体制の構築

女性をとりまく複雑化・多様化・複合化が進む課題に対応するため、法を踏まえ、女性相談支援員を入口とした庁内連携体制の強化と、関係機関や民間団体等との連携・協働により、包括的支援を行う体制の強化に取り組む。

① 連携の強化

- ・各総合支所子ども家庭支援課と男女共同参画センターらぶらすの役割分担と連携
女性相談員による女性相談とらぶらすによる「女性のための悩みごと・DV相談」において相談者のニーズに応じた適切な役割分担と連携を図る。
- ・庁内関係所管と女性相談の連携
相談の入口がどこであっても、女性特有の悩みをキャッチした場合は、女性相談支援につないでいく、また、女性相談支援において行政手続きや福祉的支援が必要な場合は、関係各課につなぎ連携して支援していく。

・民間団体との協働

相談者に必要な行政・福祉サービスを効果的につなぐ役割を担う行政の女性相談と、専門性や柔軟性をもって支援している民間団体との緊密な連携を図る。

② 支援調整会議(法15条)の実施【新規】

困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために、行政の関係機関と民間の団体が、必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行う支援調整会議を新たに構築し実施する。

法で守秘義務が定められており、複合的な課題を抱えた相談について、民間団体を含めた複数の関係機関で情報共有しながら支援方針を検討することも可能である。

法で定める役割に応じて、以下の3層の会議体を新たに設置して実施する。

- ・代表者会議 : 環境整備、周知啓発
- ・実務者会議 : 進行管理・実態把握
- ・個別ケース検討会議 : 個別ケースの支援内容の検討

③人材育成

対象者が抱える課題は複雑化・多様化・複合化しているため、支援者には、多様な分野の幅広い知識が求められている。また、女性相談支援員は常勤職員と会計年度任用職員が配置されており、常勤は異動による配置換えがあるため、相談の質の担保のための人材育成が必要である。

そのために、国や都が実施する専門的な研修に積極的に参加するほか、区の実情にそった実践的な研修を実施し、人材育成に取り組む。

- ・都が実施する研修への積極的な参加
- ・区の研修プログラムの充実

(3)具体的な取組みの方向性

これまでも各課で様々な取組みを行ってきたが、基本的な方針に基づく取組みとして、以下を位置づけ、新たな取組みを進める。

- ①女性相談窓口の改善
- ②女性性に起因する女性の困難さへの対応
- ③居場所の創出
- ④民間団体等と協働した支援

<資料> * 主な相談窓口の情報

- * 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 他関連法
- * 困難な問題を抱える女性への支援のあり方検討会・部会の経過、視察先
- * コラム、支援事例